

## 日本語学習支援のあり方検討会設置要綱

(趣旨)

**第 1 条** 大学、日本語教育機関、地域の日本語教室等と検討会を開催し、外国籍県民が日本語を学びやすい機会の提供やそれを支える人材育成策等、日本語学習の推進のあり方について検討する。

(所掌事項)

**第 2 条** あり方検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 県内の日本語学習支援の現状と課題の整理
- (2) 日本語学習の推進のあり方についての検討

(構成)

**第 3 条** あり方検討会は別表に掲げる委員 8 名で構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。
- 3 委員の任期は平成 28 年 3 月 20 日までとする。

(運営)

**第 4 条** あり方検討会は委員長が招集し、委員会の運営を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

**第 5 条** あり方検討会の事務は、長野県県民文化部国際課において行う。

(その他)

**第 6 条** この要綱に定めるもののほか、あり方検討会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は平成 27 年 4 月 13 日から施行する。